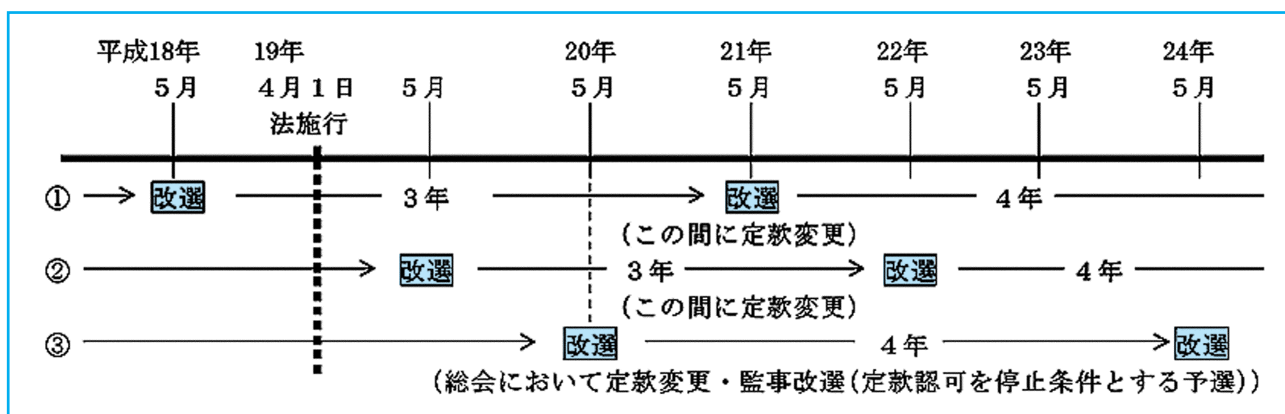
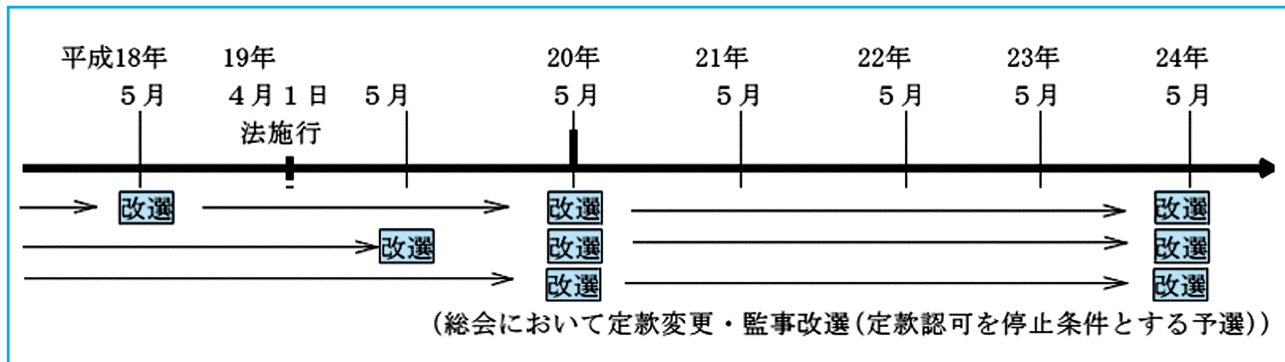




(3) 組合員数1,000人超の組合において監事の任期をどのタイミングで4年以内へ任期延長・定款変更することが可能となるか？

○組合員数が1,000人超の組合においては、監事に対する業務監査権限の付与が義務づけられることとなっている(後述。)一方で、改正法においては、監事の権限が会計監査のみから業務監査にまで拡大された場合(定款変更が必要、その時点で監事の任期は一旦終了することとなっている。

監事に対する業務監査権限の付与は、平成20年5月の総会において定款変更の決議を行うこととされており、このため、その時点で監事の任期は一旦終了し、改選を行うこととなる。その際、監事に対する業務監査権限の付与に関する定款変更に加え、監事の任期を4年以内とする旨の定款変更も行う。これと同時に、決議した定款の認可を停止条件として監事の改選を行い、これ以降の監事の任期は4年以内となる。



経過措置期間中の任期変更のうち、特に監事の任期変更については注意が必要です

この経過措置はすべての組合に適用されます。理事の任期については、改正前の中協法においても理事の任期は「3年以内において」、定款で定める期間とされており例えば2年とすることも可能とされていることから経過措置期間中であっても理事の任期を3年から2年に短縮することは可能です。この場合に現に就任している理事の任期はその時点で終了することに留意する必要があります。

例えば平成20年5月に任期満了となる理事がいるにもかかわらず、前年の平成19年の5月の通常総会で定款変更して2年に短縮した場合には、現任者の任期はその段階で終了することとなることから、定款変更と同時に定款変更認可後に就任する旨の停止条件を付して役員改選を行うことが必要です。

他方で、監事の任期については、改正前中協法の監事の任期は「3年以内において定款で定める期間」とされており、4年の任期とすることは不可能であることから、経過措置期間中に監事の任期を4年とする(行政庁に対して停止条件を付した定款変更の認可申請を行うことも含む)ことはできません。